

各所属所長 殿

一般財団法人宮城県教職員互助会事務局長
(公 印 省 略)

退職に伴う退会費別金の請求手続きについて（通知）

このことについて、下記のとおり取り扱いますので、貴所属会員に周知願います。
つきましては、本年度末退職予定者がいる場合は期限までに提出願います。

記

- 1 提出書類 退会費別金請求書
2 提出先

該 当 所 属 所	提 出 先
各教育事務所管内の幼稚園・小学校・中学校	各支部（各教育事務所）
仙台市内の幼・小・中・高等学校並びに教育庁 各課及びその他の教育機関、上記以外の所属所	互助会事務局（福利課内）

- 3 提出期限 **令和7年3月7日(金)**
4 送金予定日 **令和7年5月15日(木)**（期限までに請求書の提出があったもの）
5 添付資料 「互助会加入状況一覧表」を送付しますので、在会期間を確認願います。
なお、会員区分や互助会加入日に相違がある場合は、FAX等で互助会事務局あて
報告願います。
6 請求書の注意事項等
(1) 互助会加入者で在会期間3年以上の方が該当となります。
(2) 在会期間は、平成23年4月1日以降の期間となります。
(3) 請求書用紙は、別紙請求書をコピーするか又は福利課ホームページからダウンロードして
使用し、所属所控えとして写しを保管願います。
(4) 問合せについては、直接互助会事務局（総務事業班）までお願いします。

7 退会費別金の取扱い

退職した日の翌日から引き続き臨時的任用職員（常勤）や暫定再任用職員（常勤）等になっ
た場合、会員資格を喪失することなく継続する取扱いとなります（下記「事例」のとおり）。

H30. 4. 1加入	R7. 3. 31退職(退会しない)	退職
一般会員（会員期間 7年）	臨時的任用職員等（ <u>会員期間を継続する</u> ）	
	給付なし	退会費別金

担当：一般財団法人宮城県教職員互助会
総務事業班
(宮城県教育庁福利課内)
電話：022-211-3678
FAX：022-211-3692